定額減税補足給付金（不足額給付）「支給対象者2」について

広報たきかわ6月号で掲載した、「定額減税補足給付金（不足額給付）」の支給対象者2の詳細は左記のとおりとなります。

支給対象者　本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、低所得者世帯向け給付（令和5年非課税給付等、令和6年非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方
（例：青色事業専従者、事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方）

支給時期　支給対象者に8月以降、「支給のお知らせ」「確認書」を順次送付し、9月以降、支給開始予定。

支給額　一人当たり原則4万円（※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円）

問滝川市臨時給付金コールセンターTEL0120―223―130、定額減税補足給付金等給付室TEL28―8009

重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費受給者証の更新

現在お持ちの受給者証は7月31日㈭が有効期限となっています。各医療費助成制度に引き続き該当する方には資格要件などを確認して有効期限までに新しい受給者証を送付します。

転入などにより所得の確認ができない方については、所得照会に関する同意書の提出が必要となります。7月中旬に書類を送付しますので、記入のうえ提出してください。受給者証や更新手続きの書類が届かない場合はお問い合わせください。

問保険医療課TEL28―8018

重度身体障がい者のタクシー利用料金助成

次の①～⑦に該当する方に対してタクシーの基本料金を助成します。

対象
①下肢または体幹機能障がい者（児）1級または2級
②視覚障がい者（児）1級
③乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障がい者（児）で1級または2級
④一上下肢機能全廃者（児）1級または2級
⑤上肢機能障害があり一下肢機能全廃者（児）で1級または2級
⑥上下肢機能障害があり体幹の機能障害により歩行が困難な障がい者（児）で1級または2級
⑦内部障がい者（児）1級で手帳に下肢障害、体幹機能障害、歩行困難のいずれかの記載がある方
※ただし、次の方は助成の対象になりません。
令和7年度市民税が課税されている方、病院に入院または施設に入所している方、自動車税種別割等の減免を受けている方、要介護3以上の認定者でリフト付きタクシー等利用料助成を受けている方

申請に必要なもの　身体障害者手帳、印鑑

受付開始　6月27日㈮

申請場所　福祉課、江部乙支所

問福祉課TEL28―8022

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で75回目を迎えます。

今年度は次の5つの活動に取り組みますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

①更生保護の活動は、再犯を防止して立ち直りを支える大切な活動であることについて、国民の各層に広く周知し、理解を深めてもらうための取り組み
②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み
③更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実を図るほか、積極的な広報等により、なり手を増やすための取り組み
④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取り組み
⑤犯罪や非行が起こらないよう、こどもや若者の健やかな成長を期する取り組み

問福祉課TEL28―8024

後期高齢者医療被保険者証および資格確認書の一斉更新

現在お持ちの被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、資格確認書は、7月31日㈭が有効期限となっています。

被保険者証または資格確認書の有効期限満了後に代わりとなる、黄緑色の「資格確認書」を7月中に交付します。

新しい「資格確認書」は令和7年8月1日から令和8年7月31日までの有効期限となりますので、お手元に届いてすぐにはご使用いただけません。

なお、今回交付する「資格確認書」は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）の保有状況に関わらず、令和8年7月末まで暫定的な運用として全被保険者へ交付します。

「資格確認書」はこれまでの被保険者証と同様にお使いいただけますが、マイナ保険証にはさまざまなメリットがありますので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

●「資格確認書」に限度区分を記載できます

「資格確認書」には、本人の申請に基づき、限度区分、長期入院該当年月日、特定疾病区分等を記載することができます。

過去に「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額認定証」が交付されていた方はすでに区分等が記載されていますが、本人の申請により記載しないこともできます。

すので、お問い合わせください。

問保険医療課TEL28―8018

上下水道料金の軽減

次に該当する方は、申請により上下水道料金が軽減されます。

なお、市税が未納の方は軽減を受けることができませんので、未納がないことをご確認ください。

①生活保護等世帯
②70歳以上の単身世帯で、令和7年度の市民税が非課税の世帯
③母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭または父子家庭で、次のア～エのいずれかに該当する子を扶養している令和7年度の市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯
ア　満20歳未満の子
イ　身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている子
ウ　療育手帳A判定の交付を受けている子
エ　精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている子

申請先　②介護福祉課、③こども家庭センター（保健センター内）

※①の世帯は申請不要です。
※②、③に該当する方は印鑑をお持ちのうえお越しください。
※江部乙支所でも申請できます。

問介護福祉課TEL28―8028、こども家庭センターTEL28―8025

副市長が再任されました

中島　純一（63歳）

6月13日㈮に開催された第2回市議会定例会での同意を得て、副市長に中島純一さんが再任されました。

国民年金保険料の免除・納付猶予申請

経済的な理由などにより、保険料を納めることが困難な方が免除や猶予を申請できる制度があります。

●免除制度

申請者本人とその配偶者（別居中の配偶者を含む）ならびに世帯主のいずれも前年所得（令和6年1月～12月までの収入）が定められた基準以下に該当する場合、保険料が全額免除または一部免除となります。

●納付猶予制度

50歳未満の方で本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）の前年所得が定められた基準以下に該当する場合、保険料の納付を最長で10年先延ばしにできます。

ただし、一部免除の可能性がある場合はどちらかを選択できます（猶予承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を追納しないと年金額には反映されません）。

免除・納付猶予期間　令和7年7月分～令和8年6月分

受付開始　7月1日㈫

申請場所　保険医療課、江部乙支所、砂川年金事務所TEL52―3890

申請に必要なもの　年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号が分かるもの、本人確認書類（運転免許証など）、失業中の方は雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票等の写し

※所得の申告をしていない場合は申告後に申請してください。
※免除および納付猶予の申請は、継続申請で承認された方を除いて原則毎年申請が必要です。保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけではなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受給できない場合があります。申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。
※学生の方は学生納付特例の納付猶予の制度があります。この制度を受けた期間は受給資格期間には算入されますが、保険料を追納しないと年金額に反映されません。

問保険医療課TEL28―8016

健康

夏休み歯科相談

お子さんの歯やお口のことで気になることはありませんか。

日時　7月29日㈫　15時～18時、7月30日㈬　9時～17時、8月7日㈭　9時～16時

場所　保健センター

内容　歯科相談、歯ブラシの選び方や歯こうの残りやすいところの効果的な磨き方、フッ素塗布（希望者520円）など

対象　市内在住の4歳～小学生

申込　7月23日㈬までに、保健センター窓口または電話で申し込み。

問健康づくり課TEL24―5256

たきかわっこマタニティクラス

①たまご編「マタニティライフを楽しむ」

日程　7月31日㈭

内容　妊娠中に知っておきたいこと、マタニティ体操、交流

②ひよこ編「お産・育児のイメージレッスン」

日程　8月29日㈮

内容　お産・赤ちゃんがいる生活についてのお話、マタニティ体操、交流

【共通事項】

時間　13時30分～15時30分

場所　保健センター

対象　妊娠16週以降の妊婦の方（パートナーも参加可）

持ち物　母子手帳、飲み物（水かお茶）、動きやすい服装

申込　各開催日3日前までに保健センター窓口または電話で申し込み。

問健康づくり課TEL24―5256

料理づくりのつどい

日時　①7月24日㈭、②8月28日㈭　10時～12時30分

場所　まちづくりセンター

内容　テーマに合わせた料理を作ります。①たくさん食べよう夏野菜　②夏野菜で夏バテ防止

対象　65歳以上の方

定員　9人

参加料　500円

持ち物　エプロン、三角巾、飲み物

申込　①7月22日㈫　②8月26日㈫までに保健センター窓口または電話で申し込み。

問健康づくり課TEL24―5256

北海道の価値を見つめ直し、これからの北海道を考える日

7月17日は「道みんの日」